

あなたの家族にも迫っているかも…

消費者トラブルに要注意!

消費者のより良いくらしを目指すコープやまぐちでは、今までも組合員さん自身が様々な消費者運動や取り組みを行ってきました。今回はコープやまぐちと関わりの深い「NPO法人消費者ネットやまぐち」の石村さん、川上さんと弁護士佐伯先生に、最近増えてきている消費者トラブルの窓口や対処法などをお聞きしました。



消費者ネットやまぐち
石村真奈美さん(左)、川上満津美さん(右)
弁護士 佐伯奉文先生(中央)

消費者ネットやまぐちとは

消費者トラブル防止への啓発活動などや夜間無料法律相談会などを行っている特定非営利活動法人。コープやまぐちは団体会員として協力しています。

現在、個人会員も募集しています。
お問い合わせ
0833・9233・5614

「簡単に稼げる」に要注意

若い人が巻き込まれることが多いのが、「スマホ一つで簡単に稼げる」という副業サイトや仮想通貨、FX、バイナリーオプション(※)、投資などのトラブル。「稼げる方法を教えてあげる」という高いお金を請求される窓口です。
※オプション取引を元にした金融商品の一種

こんな対策を

簡単に儲けられる、無料で手に入るなどの話はまず怪しいと思って間違いない。このような話を持ちかけられたら、十分に警戒して、飛びつく前に必ず信頼できる家族や友人、消費者センター等に相談しましょう。

必ず頭に置いておかないといけないのは、「甘い話は無い」ということですね。



心当たりのない注文メールに気をつけて

「注文いただいた商品を送るので、代引きで払ってください。商品発送後のキャンセル・返品は不可。受取拒否は、送料・事務手数料などを請求します」という宛名の無いメールが届いて、心当たりがない場合は返信するように書いてあります。

こんな対策を

身に覚えのないメールに返信すると、お金を請求されたり個人情報聞き出されたりする可能性があります。「発送前にキャンセルすればいいのかな」と安易に返信しないようにしましょう。万が一商品が届いたら、業者名や連絡先を書き留めてから、受取拒否してください。不安に思ったら、消費生活センターに相談しましょう。

通信販売のトラブルは年齢問わず

スマートフォンを使う高齢者層が増えてきたためか、定期購入など通信販売に関わるトラブルは年齢層関係なく相談が多いです。「初回無料」お試し500円などの広告を見て一回だけのつもりで商品を購入すると、数回買わないと解約できない定期購入だったという事例がありました。



何で!?

こんな対策を

通信販売にはクーリング・オフ制度がありません。商品注文する前に、定期購入になっていないか、中途解約や返品はできるかなど、しっかりと確認しましょう。

また、解約の申請期間内に事業者に電話をしても、繋がらないというケースもあります。連絡した証拠として、電話・FAX・メールなどの記録を残しておきましょう。

もったいないと思う心が落とし穴

「靴などを買います」という電話が突然かかってきます。不用品を捨てるのもったいないからと買取業者を家に呼んでしまうと、貴金属やブランド品を強引に低価格で買い取られるケースがあります。

こんな対策を

貴金属を買い取って転売するには、都道府県公安委員会の「古物商許可証」が必要です。買取業者の訪問を受けた場合は、この許可証を提示してもらいましょう。その上で、不要な勧誘はきっぱり断り、売るつもりのない貴金属やブランド品は安易に見せないようにしましょう。

売却してしまった場合は、必ず契約書を受け取ってください。2輪以外の自動車や家具、本など一部の物品を除いて、契約書を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフができます。また、クーリング・オフ期間内は、物品の引き渡しを拒むことができます。

ですので、その場で物品を引き渡す必要はありません。

年末年始、家族に会う際にチェックしよう

独居の方の場合は、年末やお盆などに親族が帰省すると、トラブルに巻き込まれていることが発覚することがあります。特に高齢の方は判断力が落ちていたりする場合があるため、言われるがままに購入してしまいがちです。帰省された際には、サプリメントや布団などが必要以上にあつたり、見慣れない宝石や絵画、着物といった高価なものが増えているか注意してみましょう。



大学などで一人暮らしをしているお子さんの場合は、「仕送りが足りない」と連絡してくるなど、いつもと違う様子があるときは金銭的なトラブルに巻き込まれている可能性があります。

電話やハガキ、メールの内容に不安を感じたら、誰かに相談することをお勧めします。



もしトラブルに巻き込まれてしまったら…

消費者ホットラインを活用してください

消費者トラブルに巻き込まれてしまったが、周りの人に相談しづらい、誰に相談したらいいかわからないという場合は、消費者ホットライン「188」があります。全国共通の電話番号で、地方公共団体が設置している最寄りの消費生活相談窓口をご案内し、窓口の存在や連絡先をご存じない消費者の方への、消費生活相談の「最初の一步」をお手伝いします。

188



「消費者ホットライン」188

・全国統一の電話番号です(市外局番なし)。
・年末年始(12月29日～1月3日)を除いて、原則毎日利用できます。

また、消費者ネットやまぐちでは、弁護士による「夜間無料法律相談会」を山口市・周南市で開催しています。賃貸契約のトラブルやネット通販、架空請求など、ちよつと聞いてみたいことを相談できますので、ぜひお気軽にお問い合わせください。

相談無料・秘密厳守

夜間無料法律相談会

相談時間：一人30分

山口市

法テラス指定相談所

日時：毎週火曜 18時～20時

(正月・盆・祝日休み)

場所：消費者ネットやまぐち事務所
山口市後河原210番地

周南市

日時：毎月第2、第4木曜日
18時～20時

場所：周南市徳山社会福祉センター
1階研修室1

周南市速玉町3-17

申込・お問い合わせ
消費者ネットやまぐち

TEL 0833・9233・5614

(受付時間：平日9時～18時)

開催当日の正午までに予約ください。



▲山口市夜間無料法律相談会のメンバーの皆さん(弁護士・消費生活相談員)。